

令和6年度 第1回 権利擁護部会に向けて

- 足立区の自立支援協議会は、
2年度を1期として運営しています。
- 令和6年度は前半の年度、スタートの年です。
- 部会長・委員の皆様にも交代がありました。



第1回では、

- ① 前期までの経過や方向性を確認
- ② 各ご所属、お立場の、現在の状況について共有し
- ③ 今後の活動について検討

します。

権利擁護部会の目的

- ① 障がいのある方の権利擁護に関する地域における連携及び調整
- ② 障がいのある方の権利擁護支援に関する事例、事案等について、
障がい者、関係団体、事業所等と情報を共有
- ③ 障がい者の差別の解消及び合理的配慮について協議
- ④ 成年後見制度権利擁護支援の促進や、
障がい者の虐待防止と早期発見のための連携体制の構築を進める。

権利擁護部会の主な内容は「4つ」

- ① 障がい者の虐待防止と早期対応。
- ② 成年後見制度等権利擁護支援の促進。
- ③ 障がい者の差別解消及び合理的配慮の提供。
- ④ その他、障がいのある方の権利支援、意思決定支援、
障がい者権利条約等権利に関すること。

(1) (自立支援) 協議会における権利擁護機能

協議会における権利擁護システムの構築に向けた取り組みに当たっては、「本人のニーズを実現する視点」と関連する法律を踏まえた「権利侵害防止の視点」の2つが必要になる。

1 本人のニーズを実現する視点

“意思決定支援”

2 権利侵害防止の視点

「障害者虐待防止法」
「障害者差別解消法」※
を踏まえた権利擁護システムの構築

※ 障害者虐待防止法を踏まえた協議会の役割

障害者虐待の防止や早期の対応等を図るためには、市町村及び都道府県が中心となって、関係機関等との連携協力体制（虐待防止ネットワーク）を構築しておくことが重要であり、協議会の下に権利擁護に関する専門部会等を設置するとともに、当該部会に都道府県労働局や警察署にも参加を要請し、定期的に地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくりの協議を行うこと等により、地域における関係機関のネットワークの構築、強化を図っていくことが必要である。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」より

(2) 障害者差別解消支援地域協議会の役割

地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、
障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワーク
(根拠：障害者差別解消法第17条)

想定される内容

- ① 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- ② 関係機関等が対応した相談に係る事例の共有
- ③ 障害者差別に関する相談体制の整備
- ④ 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ⑤ 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- ⑥ 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発
- ⑦ 個別の相談事案に対する対応
- ⑧ その他関連する取り組み

トピックス

※ 障がい福祉関連の権利に関する改定情報（令和6年4月施行）などをまとめました。

【障害者総合支援法、報酬改定等】令和6年4月施行

- ☑ 意思決定支援の推進 サービス調整会議への本人の参加
- ☑ 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）
- ☑ 虐待防止措置（虐待防止委員会、周知、研修、担当者の配置）未実施減算
- ☑ 身体拘束等の適正化の推進
- ☑ サービス事業所の個別支援計画を相談支援事業所へ提供
- ☑ 情報公表未報告の事業所への対応

入所施設等

- ☑ 施設入所者への地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認
（担当者の選任、意向確認のマニュアルの整備等。努力義務化し、R8年度義務化）
- ☑ 施設やグループホームで地域連携推進会議を設置“外部の目”
（R6年度中は経過措置努力義務）

【その他、通知】

「障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について」 （R6.6）

【精神保健福祉法の改正】 令和6年4月施行

- ☑ 医療保護入院の入院期間の法定化（最長6カ月）
- ☑ 精神科病院での虐待の通報制度の新設
- ☑ 入院者訪問支援事業の新設
- ☑ 地域生活への移行促進
（措置入院での退院後生活環境相談員、地域援助者の紹介）
- ☑ 市町村等の「精神保健に課題を抱える者」を対象にした相談、心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を明確化
- ☑ 精神保健福祉士の業務に精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健・相談援助を追加

【障害者差別解消法】 令和6年4月施行

- ☑ 民間事業者の合理的配慮の義務化

【成年後見制度の見直しに向けた検討が始まる 令和6年4月～ 法政審議会】

※ 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）

【旧優性保護法の下で行われた強制不妊手術一時金の請求期限「5年間延長」】

2024年3月、改正法成立。新たな期限は、2029年4月23日。）

**障がいを理由に不妊手術（優生手術）を強いた「旧優生保護法は憲法違反だ」
とした最高裁判決（2024年7月3日）**

【国連と人権】

「世界人権宣言」

「子どもの権利に関する条約」・「障害者権利条約」

【障害者権利条約の2022年の対日審査】

総括所見で「地域生活、教育、成年後見制度」等指摘
“人権モデル”が強調された。

チョイス（自己選択）＆コントロール（主導権）

「ありのままを尊重」、「尊厳」

【SDGsと人権】

SDGs は「誰ひとり取り残さない」ことを掲げている。
17つのうち、特に人権（自由権・平等権・社会権と関係する目標）

「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉」「質の高い教育をみんなに」

「ジェンダー平等を実現しよう」「働きがいも経済成長も」

「人や国の不平等をなくそう」「平和と公正をすべての人に」

キーワード

“私たちのことを私たち抜きで決めないで”

意思決定支援

当事者参画

情報アクセシビリティ

スローコミュニケーション

＜意思決定支援の基本原則＞

- (1)
本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則。
本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、
本人が理解できるよう工夫して行う
- (2)
職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、
他者への権利を侵害しないのであれば、
その選択を尊重するよう努める
- (3)
本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、
本人をよく知る関係者が集まって、
本人の日常生活やサービス提供場面における表情や感情、
行動に関する記録などの情報、これまでの生活史、
人間関係等様々な情報を把握し、
根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定

「権利擁護部会」の目指すネットワークは？

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」。

